

令和4年6月22日

保護者 様

草津市立高穂中学校
校長 作田 まさ代

「暴風・大雨・洪水・大雪等の非常変災その他緊迫事態における非常措置」について

梅雨の候、保護者の皆様におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃は、本校教育に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件における対応について下記のとおりお知らせしますので、御確認くださいませようお願いいたします。

記

1. 「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」の発令時における措置
 - (1) 午前7時において「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発令中の場合
臨時休業とします
 - (2) 午前7時までに「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が解除された場合は平常どおり登校させてください。ただし、通学路等の被害が甚大である等登校に支障を来すと判断する場合は、改めて学校より連絡いたします。また、保護者の方の判断で登校を見合わせることも必要に応じて可能とします。
 - (3) 登校後、「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発令された場合、および発令される可能性が高いと校長が判断した場合は安全に留意し、下校させます

※なお、(1)～(3)は「連絡メールサービス」により配信しますので、登録をお願いします。

2. その他の警報（大雨・洪水・大雪等の警報）の発令時、およびその他の緊迫事態における措置
 - (1) 登校前に「その他の警報」が発令された場合 ➡ 気をつけて平常どおり登校させてください。
 - (2) 登校後に「その他の警報」が発令された場合 ➡ 状況によっては、十分に安全に留意し、終業時刻を繰り上げて下校させることもあります。

3. 安全指導について

大雨・洪水・暴風・大雪等の非常変災その他緊迫事態の時には、学校でも可能な限りの配慮をさせていただきますが、御家庭におかれましても、次の諸点につきまして御理解いただき、御協力くださるようお願いいたします。

- (1) 大雨・洪水・台風等の変災時の登下校の際には、思わぬ危険が待ち受けています。交通情報や危険箇所情報等、市や地域の状況を確認いただき、通学の安全に万全を期するよう、適切な注意や助言・指示をお願いします。
- (2) 警報・注意報が解除された後、風や雨がやんだ後も河川の増水等の危険が残ります。河川や地域情報等を確認いただき、水難事故や危険行為防止について家庭内でも御指導いただきますようお願いいたします。
なお、事故が発生したときは、速やかに学校へ御連絡ください。
- (3) 大雨・洪水・台風・大雪等のとき、生徒が遅刻・早退等をする場合には、学校（学級担任）と、平常以上に連絡を密にいただき、生徒の登下校の安全に万全を期することができますよう御協力ください。